

京都市告示第119号

京都市市街地景観整備条例第43条第2項の規定により、同条第1項に規定する地域景観づくり協議会であることを認定しましたので、同条第3項の規定に基づき、告示します。

令和4年5月11日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

祇園町南側地区協議会

2 代表者

高安 祥子

3 主たる事務所の所在地

京都市東山区祇園町南側570-121

4 活動の対象区域

京都市東山区祇園町南側及び小松町の各一部

5 活動の目的

祇園町南側地区の暮らしのよき風習と、祇園町固有の伝統文化に誇りを持ち、当地区固有の町並み景観、良好な暮らしの環境、祇園情緒の継承・発展を進めるため、当協議会の活動を継続・強化し、歴史と文化の香り高い祇園町の形成に尽力することを目的とする。

(都市計画局都市景観部景観政策課)